

地方独立行政法人市立秋田総合病院物品請負業者選定要領

〔平成26年4月1日〕
理事長決裁

(目的)

第1条 この要領は、地方独立行政法人市立秋田総合病院が公募型指名競争入札、一般競争入札および指名競争入札又は随意契約を行うにあたり、物品請負業者の選定に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、市立秋田総合病院物品請負業者選定審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 事務局長

委員 各年度委員長(以下「長」という。)が任命する。

2 委員会に幹事若干名を置き、各年度長が任命する。

(審議)

第4条 委員会は、1件の予定金額が160万円を超える物品の買入れ・修繕、1件の予定金額が250万円を超える物品の製造請負、1件の予定金額が80万円を超える物品の借入および各科所室で委員会において審議することが必要と認められる物品について審議する。

2 前項に定めるもののほか、市立秋田総合病院医療機器購入機種選定委員会において機種が選定された医療機器について審議する。

(会議の開催)

第5条 原則として月曜日に開催する。

2 臨時会は、長が必要と認めたときに開催する。

3 委員会は、長および委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要と認めるときは関係職員の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(会議)

第6条 長は、会議を総理する。

2 長に事故があるときは、その都度長の指名した者がその職務を代理する。

(指名)

第7条 指名競争入札の参加者については、秋田市物品入札参加資格審査要綱第5条で規定する名簿に登録されている者又は地方独立行政法人市立秋田総合病院物品入札参加資格審査要綱第5条に規定する名簿に登録されている者の中から指名するものとする。

- 2 指名業者数は、5者以上とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別な事情により前2項の規定によりがたい場合は、指名する者について委員会で審議して決定するものとする。
- 4 指名にあたっては、過去の契約履行状況、信用度等に留意し、特定の業者に偏らないようにしなければならない。

(非指名者への理由説明)

第8条 前条第1項の名簿に登録されている者であって、同項の規定により指名競争入札の参加者に指名されなかったものから、指名されなかった理由について書面により説明を求められたときは、委員会の決裁を得て文書で回答しなければならない。

(その他)

第9条 その他委員会の審議に必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
(市立秋田総合病院物品請負業者選定要領の廃止)
- 2 市立秋田総合病院物品請負業者選定要領(平成20年2月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要領は、平成30年4月1日から施行する。